

慶應義塾大学（大学院法務研究科）および信州大学（経法学部）の 法曹養成連携協定

慶應義塾大学（以下、「甲」という。）と信州大学（以下、「乙」という。）は、次のとおり法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律（以下、「法」という。）第6条の規定に基づく法曹養成連携協定（以下、「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、法第6条第1項の規定に基づき、甲における教育との円滑な接続を図るための課程を乙に置くにあたり、当該課程における教育の実施および甲における教育との円滑な接続を図るために必要な事項について定めることを目的とする。

（本協定の対象）

第2条 本協定において、法第6条第2項第1号に規定する連携法科大学院および連携法曹基礎課程は、それぞれ以下のとおりとする。

- 一 連携法科大学院 慶應義塾大学大学院法務研究科学則第3条に規定する甲の法務研究科法曹養成専攻
- 二 連携法曹基礎課程 経法学部における法曹養成プログラムに関する内規に規定する乙の経法学部総合法律学科の法曹養成プログラム（以下、「本法曹コース」という。）

（法曹コースの教育課程）

第3条 乙は、本法曹コースの教育課程を別表1のとおり定める。

（法曹コースの成績評価）

第4条 乙は、本法曹コースの成績評価基準を別表2のとおり定め、当該基準に従い成績評価を行うものとする。

（法曹コースの早期卒業の基準等）

第5条 乙は、本法曹コースに在籍する学生を対象とする早期卒業の要件を別紙3のとおり定め、当該要件に従って卒業認定を行うものとする。

2 乙は本法曹コースの学生が、前項に定める卒業認定を受けようとする本法曹コースの学生が当該認定を受けることができるよう、次に掲げる学修支援体制を構築するものとする。

- 一 本法曹コースの各学生を担当する指導教員が、年1回以上の面談を行ったうえで、

当該学生の修学状況を把握するとともに、乙の経法学部長は、その面談結果に基づき、必要に応じて学修指導体制の見直しを行う。

二 本法曹コースの学生からの修学上の相談に応じる「法曹コース相談員」として、実務経験のある教員または法務博士（専門職）の学位を有する教員を2名以上配置する。

（甲の乙に対する協力等）

第6条 甲は、本法曹コースにおいて、連携法科大学院における教育との円滑な接続に配慮した教育が十分に実施されるよう、以下の協力を行うものとする。

- 一 連携法科大学院の学生の学修に配慮しつつ、本法曹コースの学生に対し、連携法科大学院の開設科目を履修する機会を必要に応じて提供すること
 - 二 乙の求めに応じ、本法曹コース受講学生に対して進学説明会等の実施にあたり、連携法科大学院の教員を派遣すること
 - 三 乙における教育の改善・充実のため、共同して授業改善のための活動を行うこと
- 2 甲および乙は、連携法科大学院における教育と本法曹コースにおける教育との円滑な接続を図るための方策について継続的に調査研究および協議を行うため、連絡協議会を設置するものとする。
- 3 甲および乙は、協議により、前項の連絡協議会の運営に関する事項を定める。

（入学者選抜の方法）

第7条 甲は、本法曹コースを修了して連携法科大学院に入学しようとする者を対象として、以下の入学者選抜を実施する。

- 一 5年一貫型教育選抜 論文式試験を課さず、本法曹コースの成績等に基づき合否判定を行う入学者選抜
 - 二 開放型選抜 論文式試験を課し、本法曹コースの成績等と併せて総合的に判断して合否判定を行う入学者選抜
- 2 前項各号の入学者選抜の募集人員、出願要件その他の入学者選抜の実施に関する事項は別表3のとおりとする。

（本協定の有効期間）

第8条 本協定の有効期間は、2020年4月1日から5年間とする。ただし、有効期間満了の1年前の日までに、甲または乙の一方が他方に対し本協定の更新拒絶を通知しない場合には、有効期間を更に5年間延長して更新することとし、以後も同様とする。

2 甲と乙は、合意により、本協定を廃止することができる。

（本協定に違反した場合の措置）

第9条 甲または乙は、他方当事者が本協定に規定された事項を履行しない場合、他方当事者に対し、相当な期間を定めてその改善を申し入れができる。

2 甲または乙は、他方当事者が前項の申し入れを受けてもなお当該事項の履行に応じない場合は、本協定の廃止を通告することができる。ただし、申し入れを受けた当事者が履行に応じないことに正当な理由がある場合は、この限りでない。

(本協定の終了)

第10条 本協定は、次の各号に掲げる場合には、当該各号が定める時点において現に本法曹コースに在籍し、または在籍する予定である学生が本法曹コースを修了するときに、終了するものとする。

- 一 甲または乙が本協定の更新を拒絶した場合 当該拒絶の時
- 二 甲および乙が本協定の廃止に合意した場合 当該合意の時
- 三 甲または乙が本協定の廃止を通告した場合 当該通告の時

(本協定に定めのない事項)

第11条 甲および乙は、本協定に定めのない事項であつて協定の目的の実施にあたり調整が必要なものおよび本協定の解釈に疑義を生じた事項については、第6条第2項に規定する連絡協議会において協議し、決定する。

本協定を証するため、本書を2通作成し、それぞれが署名押印のうえ、各1通を保有する。

2020年 / 月 3 / 日

甲 慶應義塾大学学長代理人
慶應義塾大学大学院法務研究科

委員長 北居 功
北居功 

乙 信州大学学長代理人
信州大学経法學部

学部長 山沖 義和
山沖義和 